

令和5年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和5年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
保 険 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
総 務 課 長	橋 本 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
笠 間 図 書 館 長	小 谷 佐 智 子 君
友 部 図 書 館 長	加 藤 忠 君
岩 間 図 書 館 長	菅 谷 勉 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君
おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室長補佐	豊 田 修 司 君
水 道 課 長	磯 野 浩 宣 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
子 ども 福 祉 課 長	根 本 由 美 君
子 ども 福 祉 課 長 補 佐	宮 本 隆 君

## 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

## 議 事 日 程 第 4 号

令和5年12月12日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番村上寿之君、14番石井 栄君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て、質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

林田美代子君。

[11番 林田美代子君登壇]

○11番（林田美代子君） 11番林田美代子、日本共産党です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

最初に、大項目1、子どもが健やかに育つ、希望あるまちについて質問いたします。

日本の子どもの総体的貧困率は改善されつつありますが、まだ10%以上と、先進諸国と比べて高い状態にあります。貧困が、健康状態の悪い子どもの割合や乳児死亡率、医療機関受診の割合を増やすことにつながります。子どもの貧困を減らすためには、新たに制定されたこども基本法に書かれているように、多く生まれても少なく生まれても、日本で育つ全ての子どもの権利が尊重されるものでなければなりません。子どもの医療費無料化も、そのような精神で取り組まなければなりません。それが、子ども・子育て、そして少子化対策につながるすることができます。この立場で質問いたします。

まず、小項目①に入ります。笠間市は、昨年度7月1日から、令和元年度から始まった医療福祉費の小学校6年生までの子どもに対する入院、外来の自己負担金及び入院時の食事療養費、重度心身障害者の入院時における食事療養費自己負担金への市独自の助成を廃止しました。私たちの反対にもかかわらず、この市の独自の事業、先進的な施策が拡充するどころか、やめた理由は何でしょうか、お尋ねします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

医療福祉支給制度、通称マル福制度において、市単独で実施をしておりました自己負担金助成事業につきましては、本年第1回定例会において条例改正が議決され、本年6月診療分をもって廃止したものでございます。廃止の理由につきましては、広く等しい支援を継続的に実施していくという観点から全受給者区分の所得制限を撤廃するとともに、市の重点施策であります「笠間まるごと子育て都市宣言」プロジェクトの中で、市全体の子育て支援策を検討し、判断したものでございます。

また、外来の自己負担金は1回600円で月2回1,200円まで、入院の自己負担金は1日300円で月10日3,000円までと県制度において軽減が図られていることや、入院時の食事療養費につきましては、医療費とは別に家庭でも要している程度の額を徴収するもので、入院患者と在宅療養者との公平を図る観点からも廃止する判断となったものでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 自己負担金の助成廃止と同時に、市は独自事業としてマル福の所得制限を撤廃しました。その理由は、広く等しく経済的負担を図るために、かつ子育て世代の支援をするためと言います。これは歓迎すべきことですが、一方で自己負担金の助成を廃止することは、子どもの貧困対策、子ども・子育て支援の立場から見ると、大きな後退です。全国の自治体の動向とは逆行します。また、事業の継続性及び整合性を意図するという行政の在り方にそぐわないやり方で、市民の行政不安を招きます。理解ができません。

次に、小項目②ゼロ歳から18歳までの子どもの数はに移ります。

お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） ゼロ歳から18歳までの子どもの数はとの御質問でございますが、本年10月末現在の住民基本台帳の人数で申し上げますと、1万279人となっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目③子どもの医療費ゼロに要する費用はに移ります。

令和5年度の予算編成において、医療費自己負担金の削減見込額が約2,900万円という計上をしていました。仮に、これが所得制限をせずにゼロ歳から18歳まで広げた条件で、子どもの医療費外来自己負担金1日600円、入院費自己負担金1日300円及び入院時食事療養費、重度心身障害者の入院時における食事療養費の自己負担金の助成を実施した場合、令和4年度の実績から推計すると経費は1年間幾らになりますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 子どもの医療費ゼロに要する費用との御質問ござい

ますが、本年6月診療分をもって廃止をいたしました自己負担金助成事業の令和4年度の子どもの実績額で申し上げますと、約3,800万円でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目④に移ります。所得制限をせずにゼロ歳から18歳までの子どもの医療費外来自己負担金1日600円、入院自己負担金1日300円及び入院時食事療養費、重度心身障害者の入院時における食事療養費の自己負担金の助成を、市独自の事業として、ぜひ拡充、復活を求めます。

その理由は、1、子どもの貧困対策になり、ひいては子ども・子育て対策、さらに少子化対策につながります。

2、窓口の負担を理由に病院に行かなければ、子どもが感染症になった場合、周囲にうつすことになりかねません。また、風邪など受診があっても、その機会にワクチンの接種確認、成長発達の評価、子どもの相談、子育ての相談への対応などが可能です。かえって、医療費の削減の方向に向かうという効果も生まれるはずです。窓口無料化では過剰申請を招くといわれることも、親としても病院にかからなくても済むからかからないなどの医師や市民の声が聞かれます。

3、県の事業として外来医療費助成の対象は、18歳まで拡大されました。また、令和5年6月13日、閣議決定で、こども未来戦略方針で自治体の医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の軽減調整措置、いわゆるペナルティーを廃止したことによる笠間市の財源負担が軽減になることなどです。

見解を伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 自己負担金助成事業の復活をとの御質問でございますが、自己負担金助成事業は廃止をいたしました。医療福祉費支給制度の市単独事業といたしまして、中学生・高校生の外来一部負担金に対する助成の継続、さらに全受給者区分における所得制限の撤廃を実施したことによりまして受給対象者を拡充し、広く等しい支援につながっております。また、県内において、所得制限を妊産婦、子ども、ひとり親、重度心身障害者の全受給者区分で撤廃しているのは本市を含め3市のみとなっております、ほかの市町村と比較いたしましても支援内容が充実しているものと認識をしております。

以上のことから医療保険制度及び医療福祉費支給制度において軽減が図られているため、自己負担金助成事業を改めて実施する考えはございません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 医療費の窓口負担は、特に生活に困窮する世帯で子どもの受診を大きく妨げています。成長期にある子どもたちの早期受診、早期治療の機会を妨げることは、将来にわたって健康に悪影響を及ぼす懸念が生まれます。世帯の経済格差が、子どもの健康格差につながることはあってはなりません。子育てを支える様々な制度もとも

に、医療助成制度の意義はますます大きくなっています。さらによく検討していただくことをお願いいたします。

また、これは、国の責任が最も重大です。防衛費増額よりも、先に子どもの医療費無償化を考えるべきです。子どもの権利条約や子ども基本法に示されているように、子どもたちが安心して医療にかかれる権利、成長できる権利を、国家として一番に保障しなければなりません。そのことをぜひ市からも強く国に求めていただきたいと思います。

次に、大項目2、笠間市における自衛官募集のための協力事務について、お伺いいたします。

この10年近くの間、自衛隊の役割は国民の声を無視して大きく変えられてきました。専守防衛から、攻撃される部隊へ変貌を遂げています。その中で、自衛隊への応募者が減少していると告げられています。その自衛隊への応募者が減少しているなどということは、人的基盤強化のため、地方自治体から自衛隊への募集対象情報の提供をはじめ、国に自治体への自衛隊員募集業務での協力要請が強められている体制がつくられています。今回は笠間市における自衛隊員募集業務での協力の状況を調べ、今後の在り方について質問してまいります。

まず、小項目①笠間市における自衛官募集のための協力事務の実施の実態ですが、私たちは、ふだん公共施設における隊員募集のポスターや「広報かさま」の募集広告を目にしています。

これらのことも踏まえて、自衛官募集について、令和5年度笠間市はどのような協力義務を実施していますか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

笠間市における自衛官募集のための協力事務についての御質問でございますが、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たると定められております。自然災害等における災害派遣など、人命救助や生活支援をはじめとする復興支援にも携わっております。

本市といたしましては、国防、災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担っている自衛隊の人材を確保するために、市町村がその事務を担う必要があると考えており、自衛官の募集事務の一部を法定受託事務として行っております。協力事務の内容といたしましては、「広報かさま」お知らせ版への自衛官募集の広告の掲載、また庁舎内でのポスターの掲示、募集対象者の情報提供につきましては、毎年度18歳に達する対象者を紙媒体により自衛隊茨城地方協力本部へ提供を行っております。また、入隊希望者の紹介や自衛官募集の広報活動支援を行う自衛官募集相談員を、自衛隊茨城地方協力本部長と市長が連名で委嘱しております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 住民基本台帳の情報から「募集対象者情報」（名前、住所、生年月日、性別）を提供しているということですが、いつの年度からどのような方法で提供していますか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 令和2年度から紙媒体で提供をしております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 令和5年度は何人の対象者情報を自衛隊に提供しましたか。また、その年齢、性別の状況はどうなっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 令和5年度に提供しておる人数は591名、男287名、女304名、18歳に達成する方を提供しております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目②に移ります。自衛官募集に関わる対象者情報への自衛隊への提供について、どのような事務処理手順を行っておりますか。具体的に教えてください。また、事務処理手順の指針はありますか、併せて伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 議長、質問に対して。

○議長（大関久義君） はい。

○総務部長（後藤弘樹君） 小項目②につきまして、法令に基づく募集実施ということで通告いただいておりますが。

○11番（林田美代子君） ちょっと違っていましたね。

○議長（大関久義君） 通告どおりの答弁でよろしいですか。

○11番（林田美代子君） はい。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） どのような法令に基づいて募集協力事務を実施しているかと通告でございますが、自衛隊法第97条第1項で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定されておまして、自衛官等募集事務は市町村の法定受託事務と定められております。また、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる。」と規定されております。

本市におきましては、募集協力事務につきまして法的な定めにより、適切に対応を行っております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条に基づいた

ということですが、住民基本台帳法第11条には、市区町村による目的外の利用や、まして外部提供については定めてありません。したがって、自衛隊の協力要請を受けたとしても、住民基本台帳法の条項をとっても、これを根拠に市区町村が住民基本台帳に記載された個人情報を提供できると解釈することはできません。

しかし、防衛省及び総務省からの通知は、地方自治法245条の4第1項に基づいて技術的な助言だとされていますから、これに応じなくても市町村は不利益を扱われることはありません。市区市町村が通知に従って基本台帳の一部写しを提供することは、この閲覧しか認めていないので、住民基本台帳法第11条第1項に違反していることになります。

次、小項目③に移ります。笠間市は、令和5年度から笠間市のホームページ上で、自衛官募集事務に係る対象者情報の協定に基づく提供という記事を掲載し、同時に、自衛官募集への情報提供を希望されない方の除外申出の受付という記事で、対象者情報の提供の除外申請受付について知らせています。

市の担当課は、この事務はどのような手順で実施してきましたか。また、その事務処理手順の指針はありますか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今の質問の内容でございますが、小項目③につきましては本人の同意の通告となっておりますが、今のは手順のところよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 提供する場合、本人の同意が必要ですよということを答えていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 「募集対象情報」を提供する場合、本人の同意を得ているかとの御質問でございますが、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定によりまして、法令に基づく場合は提供ができるとなっております。そのため、募集対象者本人の同意を得る必要はございませんので、同意はいただいております。ただし、本市では名簿の提供を望まない方につきましては、募集対象者本人もしくは親権者からの申出により、自衛隊茨城地方協力本部へ提供する名簿から除外をすることをしております。

また先ほど、住民基本台帳法の違反というような発言がございましたが、こちらにつきましては、募集に関し必要な書類として住民基本台帳の一部の写しを用いることができることについて、住民基本台帳法、特段の問題を生ずるものではないというような通知を受けておまして、それに基づいて実施をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 小項目④に移ります。令和5年度は、自衛官募集対象者情報の提供の除外申告は、期限までに何人届きましたか。また、除外申請は名簿提供者から外しましたか、併せてお伺いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 除外申請が期限までに何人届いたかということでございますが、令和5年度につきましては、1名の方から申出がございました。その方は、名簿から除外をしております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 個人情報保護されなければならない人たちに対し、笠間市公式ホームページのみ告知というのは、本人の同意を得た、いないにかかわらず、ネット環境がなく見ることができない人、そもそも関心がない人もいます。職業選択の自由ですから、自衛隊は職業選択の一つということにすぎません。関心のある人は、直接、自衛隊にアクセスすることでしょう。個人情報保護されなければならない人が、何の公益もない経済的・時間的な自己負担を使い、除外申請をする仕組みも理解できません。

次に、小項目⑤に移ります。住民基本台帳の情報から「募集対象情報」（名前、住所、生年月日、性別）の自衛隊への提供をやめることを求めます。その理由は、次のとおりです。住民基本台帳の閲覧をさせるだけで、自衛隊の募集に対して十分協力しています。住民台帳の個人情報の提供は、住民基本台帳法に違反します。

そういうことから、ぜひやめていただきたいと思っています。そして、個人情報保護法、条例に違反していると思いますが、これからも手続はなさいますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 募集対象者情報の自衛隊への提供につきましては、国防、災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担っております。自衛隊の人材確保のため、本市がその募集に関する事務の一部を担う必要があると考えていることから、今後も法的な定めに基づき、適正に名簿の提供を行ってまいります。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 国も自治体も対等です。法を犯してまで、自衛隊に忖度をしてはいけません。また、自衛隊にだけ温かい対応は、二重基準になります。法治主義に反対します。さらに、自治体が個人情報を提供したとしても、自衛隊の募集の効果は上がっているのでしょうか。自衛隊への個人情報の提供をやめることを再度強く求めます。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返しとなりますが、自衛隊への情報の提供につきましては、本市では必要であると考えていることから、引き続き継続してまいりたいと思っております。また、住民基本台帳法上の違反をしてというような御発言をいただきましたが、特段の問題を生じるものはないというふうに私どもは考えておりますので、継続をさせていただきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○11番（林田美代子君） 11番林田美代子君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、パネルの掲示を許可していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 了解いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、大項目1、東海第二原発の安全性について、幾つかお伺いをいたします。

事故時の放射性物質拡散に関する原電のシミュレーションについて、各方面から厳しい意見が出されております。

県が公表した拡散シミュレーション結果（各方面別）の17ページについて、市はどのように受け止めているのでしょうか。その内容は、このパネルに記載されている、このような内容であります。お願いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 事故時の放射性物質拡散に関する原電シミュレーションについてでございますが、国の防災基本計画におきまして、東海第二発電所から30キロ圏内の自治体には避難計画の策定が義務づけられている一方、策定に当たり、想定すべき事故災害は具体的に示されておられません。このため、県におきまして、30キロメートル周辺まで避難・一時移転の対象となる区域が生じ、かつその区域が最大となると見込まれる事故災害を想定いたしました放射性物質の拡散シミュレーションの実施を日本原電株式会社に要請したもので、有識者による検証委員会による妥当性の評価を受け、11月28日に公表されたものでございます。

今回の拡散シミュレーション結果では、シミュレーション1として、新規基準に基づく安全対策設備が機能した場合は、避難・一時移転の対象区域はありませんでした。

シミュレーション2におけます30キロ周辺までの避難・一時移転の対象となる区域が生じるように工学的には考えにくいものの、位置的分散を考慮した常設の安全対策設備が一斉に機能消失するとの仮想条件をあえて設定したもので、県内対象人口約92万人のうち、

予防的に放射性物質の放出前に避難をする P A Z を含む最大約17万人が避難・一時移転の対象区域が公表されております。

笠間市におきましては、今回公表された22パターンの全てのシミュレーション結果において、避難・一時移転の対象となる区域はございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この県のシミュレーションの結果を説明することではないです。質問は、これを市としてどのように受け止めたのかということです。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返しになりますが、今回公表された22パターン全てのシミュレーション結果において、避難・一時移転の対象となる区域はないということで認識をしております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、市の認識をお聞きしましたけれども、そのような受け止めでいいのでしょうか。ここに、東海第二原発運転差止訴訟原告団の資料を持っておりますので、これに基づいてお聞きをしたいと思います。

東海第二原発運転差止訴訟原告団が本年11月30日に公表した声明資料によりますと、日本原電が茨城県に提出したシミュレーションは、格納容器破損ケース（シミュレーションⅡ）のセシウム137放出量が430テラベクレル、ヨウ素131放出量が2,600テラベクレルであり、福島第一原発事故での推定放射放出量は、ヨウ素131が500ペタベクレルであるのに対して、その値に対して比べてみますと1000分の5なんです。200分の1です、これ。日本原電によるシミュレーションは、福島第一原発事故の1000分の1の規模であります。これは、防災に役立たない極めて過小なシミュレーションであると。極端な過小想定をして、これを基に放射性物質シミュレーションを行っているため、放射性物質の拡散距離が30キロ以内に収まるようになっております。笠間市には到達しないシミュレーションとなっているものと思われまして。極端な過小想定ではなく、妥当な想定であれば、放射性物質の拡散範囲はこれとはかなり違ったものになると思われまして。

また、ヨウ素131の吸入被曝による甲状腺等価線量のシミュレーションを行っていないために、通過による吸入、被曝に備えた被曝回避・低減（屋内退避・避難）、安定ヨウ素剤服用に係る避難計画策定にはこれは利用できないと、このように指摘しております。これでは、市民の安全を守ることはできないと思っております。

これについては、次のような資料がございます。これも訴訟団がつくった資料ですが、これを見てもお分かりかと思うんですが、2012年に福島第一原発の放出量、東電も2012年に500掛ける $10^{15}$ ベクレルというふうに推定値を公表しております。UNSCEA、これは国連の科学委員会が想定したのもので100から500掛ける $10^{15}$ ベクレル、こういうふうになっておりますけれども、日本原電が今回発表した放出シミュレーションは、総量が福島第

一原発の比で、さっき言ったように、1000分の5、200分の1ぐらいの量に極端に少ない想定をしているわけです。

調べてみますと、この想定ではこのような拡散範囲の想定になるというふうに思いますが、これについて何か言うことございますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今回のシミュレーションの結果でございますが、第三者検討委員会におきまして、放射性物質の放出量等の想定、事故進展や放射性物質の拡散解析に用いた計算プログラムの選定、また気象データの抽出の考え方等については妥当であるというような評価がされているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 第三者委員会で問題はないというふうな結論が出されたと言いますけれども、専門家は、第三者委員会で検討したのかどうか、まともな検討はしていないと、このような見解も出しております。このデータから見て、福島第一原発事故は1号機から3号機までが格納器が損傷しまして、その放出量は3号機が約60%を占めているということを東電も推定をしておりますので、少なくともこの福島第一原発事故の6割の推定をしなければ、現実的な避難といえますか、防護といえますか、そういうものの準備にはならないと、そのように言っております。

それでは次に、小項目②防潮堤建設工事における工事不良に関する質問に移ります。

日本共産党の江尻かな県議は10月16日、県庁で記者会見を開き、東海第二原発の再稼働に向けた工事で、地震津波対策として建設中の防潮堤基礎部分に施工不良の疑いがあると明らかにいたしました。これはパネルで見ますと、防潮堤の工事はこのような工事になっております。

そして、この中のここに示されてある構造概要図の中の取水口の右側に見えます北基礎というところに大きな工事施工不良の疑いがあるということが明らかになりましたけれども、市はこの工事不良、施工不良を市民の安全上どのように受け止めているか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 防潮堤建設工事における工事不良に関しましてでございますが、日本原子力発電株式会社によりますと、東海第二発電所の防潮堤工事のうち、鋼製防潮堤基礎工事におきまして、2023年6月に地中連続壁面の一部にコンクリートの未充填及び鉄筋の変形等が確認されたことから、当該の工事を中断しているとのことでございます。現在、請負会社と共に原因調査を行っているとのことでございます。

この件につきましては、市には10月16日に事業者より直接報告を受け、事業者より同日一般公表がされております。さらに、11月20日には周辺15自治体で構成する東海第二発電所安全対策首長会議におきまして現地視察並びに説明を受け、会議冒頭に原子力安全協定

に報告義務はないが、報告する姿勢を持ってほしいとの意見を出しております。

なお、この件における東海第二発電所の既存の安全設備への影響はないということの報告を受けているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 原電の報告はそのような報告だと思えますけれども、この件については、日本共産党に工事関係者から内部告発がありまして、その内容を日本原電に問合せをしていましたけれども、その問合せに対する回答はしばらくなく、16日、共産党の県議団が記者会見をする直前に公表したということで、経過はそのようになっています。

江尻かな県議の県政ニュースには、次のように記載されています。防潮堤工事でコンクリートの未充填や鉄筋の変形だけではなく、北基礎が支持層の岩盤に達していない可能性が大きいことが分かりました。江尻県議が共産党国会議員と原子力規制庁に行ったヒアリングで明らかになったもので、工事関係者との告発とも合致しますと言っております。

新たに施工不良が判明した北側の基礎部分、基礎をつくる鉄筋かごが工事計画の深さまで沈んでおらず、高い位置で止まっている状態にあることが分かりました。ヒアリングで原子力規制庁の担当者は、鉄筋かごの高止まりを認めた上で、「最終的には是正し、設置通りにやる必要がある」と説明した。

抜本的な対策を行わず、不十分な対策では、津波が来ても防潮堤の役割を果たせるかどうか不安です。放射性拡散物質のシミュレーションは極端な過小想定で作成したもので、妥当性に疑問があり、防潮堤の工事でも施工不良が見つかり、防潮堤が役割を果たせるのかどうか疑問が出ており、避難計画の実効性がなく、東海第二原発は運転差止めの水戸地裁判決が出ています。このまま運転をすれば、取り返しのつかない惨禍につながる可能性があります。前回の答弁時とは異なる新たな懸念材料が出ています。

小項目③、再稼働を止め、廃炉にする必要があると考えますが、市長の御見解をお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをいたします。

再稼働や廃炉に関する判断については、最終的には国と事業者により協議、判断されることとなっております。また、東海第二発電所においては、日本原子力発電株式会社と東海村と他周辺5市が再稼働についての実質的な事前了解の権限を認める安全協定を結んでおりますので、再稼働や今後の対応については、私のほうからはコメントは差し控させていただきます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 前回と同じ見解でありましてちょっと残念だなと思っておりますが、この間の変化を、経緯をよく検討されて、新たな前向きな見解が早期に出されることを期待しまして、大項目2、笠間市立図書館の運営とそれを支える職員体制に移ります。

お願いをいたします。

まず初めに、小項目①図書館の日常業務と運営、特集コーナー、イベント等、利用状況等をお伺いをいたします。お願いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

笠間市立図書館は、笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例と施行規則に基づいて運営をしております。開館時間は、平日は午前9時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後5時までとなっております。休館日は月曜日で、もし祝日が月曜日になる場合は開館し、直後の平日が休館日となります。そのほか、資料整理日、年末年始、特別整理日も休館日となっております。

業務につきましては、図書館法に基づいた図書館サービス事業を行っております。具体的には、資料の収集・提供・管理、各種イベント、子ども読書活動の推進、学校や団体への支援などを行っています。

市民の利活用状況ですが、令和4年度実績値で、利用登録者数は2万7,963人、うち笠間市民は2万926人、入館者数は34万1,921人、貸出し点数は99万625点でございます。また、電子図書館の貸出し点数は1万6,036点となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 多彩な運営をされているということが分かりましたけれども、どのような運営なのか、その概要で結構ですけれども、お願いをします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 多彩な運営についての御質問でございますが、市立図書館の運営は四つの特徴がございます。一つ目は、利用登録資格に居住地の制限を設けず、また図書の貸出し数に制限を設けていないことでございます。これにより、誰でも自由に図書を借りることが可能となっております。二つ目は、子どもたちが幼少時から読書習慣を身につけることを促進するためのブックスタート事業や図書館1年生事業を実施しております。三つ目は、各図書館で地域の特色を反映した蔵書を充実させています。例えば、笠間図書館では陶芸関係の資料、友部図書館では筑波海軍航空隊関連の資料、岩間図書館では農業関係の資料を取りそろえております。四つ目は、各種イベントを開催し、テーマごとの特集や展示を行うことで、利用者がふだんとは異なる本との出会いを提供し、図書の貸出しを促進しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今の説明、概要で、図書館の特徴をよく言い表していると思います。前日も田村議員が詳しく図書館のすばらしさを分かるような質問をされたので、私

もそれに触発されたところであります。

次に、小項目②に移ります。貸出し数が日本一の図書館ですが、貸出し数にかかわらず、利用者の興味、関心に応えた運営、創意工夫による新しい分野での開拓など、優れた取組の数々は多くの市民が教養と文化を吸収し、みんなが育つ場としてなくてはならない施設となっています。

そこで、名実ともに日本一の市立図書館を支える職員の雇用形態がどのようになっているのか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 職員の体制状況についてでございますが、現在の職員数は3館合わせて45名で、そのうち21名が司書の資格を持っております。具体的な内訳は、正職員が13名、うち司書は6名、再任用職員が1名、そして会計年度任用職員が31名、うち司書が15名となっております。

各図書館の職員数について申し上げますと、笠間図書館では合計18名が勤務しており、その内訳は、正職員5名、再任用職員1名、会計年度任用職員が12名でございます。友部図書館では合計16名が勤務しており、その内訳は、正職員4名、会計年度任用職員が12名でございます。岩間図書館では合計11名が勤務しており、その内訳は、正職員4名、会計年度任用職員が7名でございます。

各館では、これらの職員がシフト制で業務を行っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） シフト制とは、一般職員の通常勤務が8時半から17時15分、遅番勤務が10時半から19時15分、会計年度任用職員が通常勤務が8時半から17時、遅番勤務が10時45分から19時15分だと、このように伺っております。

それでは、小項目③会計年度任用職員の現状と課題、公民連携について。

初めに、司書の賃金を時給、日給、月給、年収ごとにお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 会計年度任用職員のうち、司書の時給、月収、年収という御質問でございますが、司書の会計年度任用職員の平均時給は1,199円で、月に20日勤務した場合の平均月収は約18万円、そして平均年収は約259万円となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは司書の方に限定して、会計年度任用職員の司書の方の35歳、50歳の給料月額です、諸手当を除くようになりますけれども、月額と年収です。それをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 司書というより、一般事務職員の35歳と50歳の平均月収と平均年収ということでお答えをさせていただきます。35歳の一般事務職員の平均月収は約26万6,000円、平均年収は約319万6,000円でございます。また、50歳の一般事務職員の平均月収は約36万7,000円、平均年収は約439万3,000円でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。今の資料で、日本一の図書館を支える会計年度任用職員の様子の概要が分かりました。今の話を総合しますと、35歳の方の一般職員の年収542万円、それから司書の会計年度任用職員の年収259万円、これは一般職員の年収を1としますと、会計年度任用職員の司書の方は35歳で0.48です。50%にっていない。50歳で見ますと、一般職員の年収が675万円というふうになっておりますので、これ平均です。司書の会計年度任用職員の方は259万円ですから、一般職員の年収を1としますと、司書の会計年度任用職員の給与指数は0.38と、このようになっています。

一般職員、会計年度任用職員の方々の賃金、労働条件は、皆さんの努力で少しずつ向上し、さらに一定の改善がなされるものと伺っております。しかし、かなりの賃金格差があるため、会計年度任用職員の待遇改善のためにさらなる改善が必要です。これは、子育て支援、地域の活性化への効果にもつながっていきます。館長をはじめ職員の皆さんが、よりよい図書館を目指して創意工夫を重ねた結果のすばらしい図書館であると思えました。市直営で行ってきたからだと思えます。

それで、この会計年度任用職員のことに関連して、今度、公民連携を促進する条例案というのが出されていますけれども、これに関して図書館はこの対象になるのかどうか、お考えをお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 公民連携についての御質問でございますが、公民連携につきましては、現時点では市が直接運営しているため、考えてございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 現時点で考えていないということではおっしゃいましたが、それはあくまでも現時点の話で、これからやっぱり考えたということになると、いろいろな影響が出てくるものと懸念をしております。公民連携促進条例に基づいて、仮に民営化、あるいは民間委託、そのようなことになったとすれば、議会の関与も限定され、職員の待遇、労働条件も厳しくなる可能性があると考えますので、この点はしっかり押さえていただきたいなと思ひまして、要望です。

次に、大項目3に移ります。よろしくお願ひいたします。

大項目3、学校給食費の無償化への取り組みについてであります。

小項目①第3子以降の無償化による効果と課題について、概要を簡単にお伺いします。  
お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 第3子以降の無償化による効果と課題についてでございますが、今年度11月末時点で、第3子以降の無償化の対象要件を満たし、申請された児童数は214名で、その結果、約1,000万円の給食費が無償化されました。

効果につきましては、これまでの就学援助のほか、保護者負担軽減のために食材高騰分への公費負担や地元産食材の公費補助に加え、今年度から新たに導入した第3子無償化により多子世帯の保護者の経済的負担が軽減されました。これらの施策は、総合的な子育て支援策の一環として一定の効果があったものと考えております。

一方で、課題といたしましては、第3子無償化を含めた公費負担の継続であり、それに伴う市の単独費の財源確保が課題と考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今説明がありましたように、確かに今年度、従来以上に子育て支援策は前進したと思っております。市民も、ランドセルの無償支給とか、市はいいことをやってくれたと、その辺の評価はしっかりしていると思いますし、私たちもそのように思っております。

それでこれに関連してですが、新たに無償化になった児童生徒数は214名ということですが、来年度の対象児童の生徒数は今分かりますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 来年度概算ですが、担当課では283名ということで想定しております。

以上です。

○14番（石井 栄君） 今年度より増えるかもしれないということかと思うんですけども、全体から見ますと、やはりその対象割合は多くはありませんので、やはり無償化に向けた取組というのが必要なんだろうなというふうに思っております。

小項目②無償化に向けた取り組みについてですけれども、第3子以降の無償化により保護者負担軽減が着実に進み、子育て支援に貢献しています。この経過を踏まえ、多くの市民から、来年度から小中学生全員を対象にした無償化への期待の声が届いています。

来年度、無償化する場合、場合ですよ、仮に。対象は何名になって、費用はおよそ幾らというふうに見込まれるか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 全児童生徒を無償化した場合の人数ということによろしいで

しょうか。

○14番（石井 栄君） そうですね。

○教育部長（堀江正勝君） 全児童生徒を無償化するためには、小学生3,404名と中学生1,783名が対象となります。

費用につきましては、小学生だけで約1億5,800万円、中学生については約9,000万円が必要となります。したがって、全児童生徒を無償化するためには、合計で約2億4,800万円が必要となります。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それについて来年度実施してほしいという市民の声もたくさん出てきているんですけども、その実施のお考えについて回答をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） いいですか、議長。

石井議員、これは小項目②無償化に向けての取り組みについてということでお答えしてよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） いいです。小項目②です。

○教育部長（堀江正勝君） 本市におきましては、様々な子育て支援策を行っているところであり、学校給食費についても本年度は第3子以降無償化とする新たな支援策を講じたところでございます。

学校給食費につきましては、全児童生徒数5,187名のうち、生活保護や準要保護世帯、そして第3子以降の多子世帯といった支援が必要な769名に対しては、この無償化を行っており、そのほかの保護者には最低限の御負担をいただいているものと考えております。今後も安心安全でおいしい給食を安定的に提供することが教育委員会の責務と考えておりますので、全員に対する給食費の完全無償化は考えておりません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 財源の問題があって、来年度、全面無償化については考えていないというような御答弁かと思いましたが、それでは来年度、中学生全員の無償化をする場合、対象は何名で費用総額は幾らでしょうか。費用は聞きました、さっき。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 繰り返しの答弁になりますが、中学生1,783名が対象になります。そして、中学生につきましては、約9,000万円が必要となります。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、全面無償化は難しいと、考えていないというお話でしたが、中学生全員の無償化の措置について、どのように考えておられますか。お願いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 繰り返しの答弁になりますが、本市では既に様々な子育て支援策を行っているところでございまして、教育におきましても、学校施設の老朽化対策であったり、ICT環境の整備、AETやスクールソーシャルワーカーの配置など、多岐にわたる施策を行っております。これらの施策を総合的に捉えて判断しているところであり、給食の無償化は、段階的であっても多額の経費を要するところでございます。

笠間市としましては、今後も保護者の負担は増やさない、給食の質も落とさないという方針を維持し、給食費の値上げは行わず、子どもたちには地元産のおいしい食材を提供するための公費補助を通じまして、内容の充実にも取り組み、特色ある給食の提供ができるよう努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの御答弁に関してですが、学校給食に関しましては市民からの強い要望があります。市民団体が行った市長宛ての学校給食無償化を求める署名は、笠間市民だけで2,100筆を超えるものになり、提出後の現在も関係者のほうに署名された用紙が届いていると伺っております。私ども日本共産党市議団も協力させていただきました。子育て支援のさらなる充実のためにも、笠間市の明るい未来のためにも、来年度さらなる現状よりの拡充が、そして充実向上が図られますよう特段の検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

大項目4、水道事業の広域化、一県一水道について、お伺いをいたします。

小項目①市の水道事業の概要について、簡潔にお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○下水道部長（友部邦男君） 14番石井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

笠間市の水道事業についてでございますが、笠間市の水道事業は、合併前、旧3市町の事業を引き継ぎ、料金体系につきましても旧3市町の料金を継承いたしましたが、順次、統合を進め、令和元年度に笠間市全地区の料金体系を統一し、現在に至っております。

現在の経営状況でございますが、給水人口は減少傾向にあるものの、茨城中央工業団地笠間地区への企業立地や友部地区において住宅開発が行われている現状などから、給水戸数は増加している状況で、今後も水道料金収入は微増する見込みであり、当面は現在の経営状況である経常収支比率100%以上、いわゆる黒字の経営を維持していけるものと考え

ております。

しかしながら、今後は人口減少等による水道料金収入の減少や施設の維持管理費の増加などにより、水道事業経営は厳しさを増すものと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、笠間市水道の供給について、県水、自己水源の年間利用割合と友部・岩間・笠間地区の内訳を簡潔にお示しいただけないでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

本市における水道水の水源についての御質問かと思いますが、令和4年度の実績で御答弁申し上げます。

笠間市全体の水源でございますが、地下水を原水とする市営の自己水が約340万立方メートル、率にいたしまして42%、澗沼川の漂流水を原水とする茨城県の企業局のいわゆる県水でございますが、こちらが約477万立方メートル、割合にいたしまして約58%となっております。

3地区の内訳でございますけれども、笠間地区につきましては全て県水で賄っております。友部地区につきましては自己水が54%、県水が46%、岩間地区におきましては自己水が78%、県水が22%という割合になっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。笠間市全体で県水を受けている割合が58%で、自己水源が42%、そして笠間地区は県水の割合が100%で、自己水源は現在のところないと。昔はあったと聞いていますが、今はないということですね。

それでは次、それに関しまして、県水を幾らで買っているのか。笠間は県中央広域圏の料金体系、県の広域圏の中で一番高いものとなっていると聞いています。中央広域圏、笠間市を含むところ、それから鹿行広域圏、旧県南広域圏、県西広域圏で、基本料金と使用料金、お伺いできるでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

県水につきましては、県内を4地区に分けて送水、水を送る、送水しておりまして、議員おっしゃるとおり、それぞれの地区で料金が違っております。

笠間市におきましては、県中央地区に属しておりまして、その料金でございますけれども、基本料金と使用料金の二部料金制となっております。基本料金が1立方メートル当たり2,020円、使用料金が1立方メートル当たり65円となっております。

ほかの地区の料金でございますけれども、県南地区におきましては基本料金が1,290円、1立方メートル当たりです、使用料金が45円、県西地区におきましては基本料金が1,850円、使用料金が61円、鹿行地区におきましては基本料金が1,500円、使用料金が54円となっております。

議員おっしゃるとおり、県中央地区の価格のほうが高い状況となっておりますけれども、地区毎に料金が異なるのは、施設の規模、また県水の使用量によって違いが出ており、それらを算出基礎としているためと聞いております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、笠間市の水道事業経営戦略、令和2年3月に策定されたものでありますが、それに基づく今後の笠間市の給水需要予測、これを令和11年までとその後について、およその傾向を示していただけますか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と重複する部分がございますけれども、令和2年3月に策定をいたしました笠間市水道事業経営戦略、こちらでは将来人口予測といたしまして、笠間市の給水区域内の人口は減少傾向にあるものの、現状においては市街地部、友部地区が中心ですが、住宅地分譲等が行われていることから給水戸数は横ばいとなっており、同経営戦略の計画期間最終年の令和11年度まではこの状況を維持できると見込んでおります。

計画期間終了後につきましては、本格的な人口減少が始まりますと、それに比例いたしまして使用水量は減少することが予想されております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 小項目②に移ります。広域化、これは現時点では経営の一体化と県は言っていますけれども、これと一県一水道について、これについては検討調整会議に参加したと、このような報告を受けましたけれども、参加の意図は何か、また議会への事前説明はありませんでした。その件、簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

水道広域化、一県一水道について、また県主催の広域連携検討調整会議への参加の意図はどの御質問でございますけれども、人口減少に伴います水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道の直面する課題に対しまして、水道基盤の強化を図るため、国、厚生労働省におきまして平成30年度に水道法を改正いたしております。この改正の中で水道広域化が示されておりました、都道府県は市町村の区域を越えた広域連携の推進役が責務と規定をされました。

これらを踏まえまして、茨城県では令和4年2月に茨城県水道ビジョンを策定し、この中で広域連携に当たっての基本的な方針といたしまして、約30年後の2050年の姿として一県一水道を目指すとしております。この広域連携の推進のため、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化を検討するための素案といたしまして、茨城県水道事業広域連携推進方針が令和5年3月に策定をされております。

県ではこの方針に基づきまして、広域連携についての検討を行うための会議体といたしまして、県主催による水道事業に係る広域連携検討調整会議を本年10月23日に設置をいたしました。本市といたしましても、将来の人口減少等による水道料金収入の減少、また施設の老朽化による更新費用の増加への対応策といたしまして広域化による施設の共同化などのスケールメリットを生かした事業運営は必要と考え、この会議に参加をいたしております。しかしながら、各市町村の現在の経営状況、また施設の耐用年数等、それぞれ違いがあるのも実情でございますので、この会議では本市の実情をしっかりと述べながら議論をしてみたいと思います。

また、議会への報告の件でございますけれども、この件につきましては、本年9月、第3回定例会一般質問におきましても石松議員から御指摘をいただいております。この御指摘につきましては、重く受け止めております。今後は、会議の途中経過、節目におきまして、議会への御報告、御説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それに関しまして、広域化、経営の一体化に関わる県の施設最適化案がございます。県中央広域圏の自治体に48か所ある浄水場を26か所削減して22施設にする案、県の全広域圏に105か所ある浄水場を70か所削減して35か所にする案が検討されております。これを県中央広域圏では、笠間市を含めて8市2町1村が含まれているとお聞きしております。11自治体で26施設の、すなわち26の浄水場を削減するというのは、一つの自治体で二つ以上の浄水場削減に当たります。

笠間市には、お聞きしますと、浄水場は二つあります。これは、自己水源のところですが、友部地区と岩間地区に1か所ずつあって、自己水源として重要な役割を果たしておりますが、それが削減対象になる可能性があります。

この県の検討案というのは笠間市の方針に合ったものですか。市の方針に反するものではないですか。お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

議員の御質問でございますけれども、やはり自己水源を削減するという事で、非常時の水源確保ができなくなることによる安全確保の妨げになるのではというような御質問でよろしいでしょうか。

議員がおっしゃるとおり、非常時の対応といたしまして自己水源を確保すること、これはとても重要なことであることは認識をしております。ただ、これと併せまして、日常におきましても、水道水の安定供給、こちらは市民生活に欠かせないものであると考えております。

先ほど来お答えしておりますとおり、将来における水道事業運営は大変厳しい状況になることが予想されております。このことは国の法改正をはじめとして示されているものでありまして、水道基盤の強化を国、県でも示しております。

本市においても、国や県が示すとおり、将来厳しさを増すものと思っております。このため、水道基盤強化の一つの方法として、市町村の区域を越えた広域連携を検討する会議がスタートしたところでございます。本市としては、非常時の水源確保を含めまして様々な観点でこの会議に参加をいたしまして広域連携の可否を判断するものであり、市の方針に反するものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、見解をお伺いいたしました。

市の水道課が作りました笠間市水道事業経営戦略の改訂版（令和2年3月）、これによりますと、水源施設、地区別については、笠間地区は平成29年度に自己水源である井戸を廃止したことから県水受水のみとなっており、災害、渇水等に対する安全度が低くなっています。友部地区は11水源あることから安全度は高くなっていますが、今後は井戸の適正な整備更新により、自己水源の適正な確保を図っていきます。岩間地区は4水源であることから、安全度が比較的低い状況となっています。今後は、友部地区と同様に、井戸の適正な整備、更新により、自己水源の適正な確保を図っていきますと。こういう点からいうと、県の検討案に沿って削減の議論に加わっていくのは、これは市民の災害時の安全確保にとっては大きな問題になりかねないことだと思います。

さきの2011年3月11日の東日本大震災時に、市の水道は配水停止になり、復旧したのは震災発生時から岩間地区は3日目、友部地区は6日目、県水のみ依存し自己水源のない笠間地区は復旧したのは8日目だと担当から御報告を受けました。自己水源の確保がいかに重要か、市はよくお分かりのことではないでしょうか。

水道広域化に関して、県水道広域圏では県水の水道料金は県内で一番高く、全国的にも最高値水準にあるといわれております。2013年3月に県が発表した水道広域化推進プランでは、大筋では、自治体が単独経営するよりも経営を一体したほうが給水原価は安くなると、このようにおっしゃっていると思います。これについては根拠が示されず、情報公開を求めても、県は応じていないと伺っております。

水需要予測では、令和11年頃までは現在水準の水需要が継続するが、その後は需要減を見込んでいます。県は、人口減による水需要の減が見込まれる中、水需要を過大に見込んで

で進めた施設建設に反省がなく、その方針を是正されたということは聞いておりません。

県全体で市町村の浄水場は105ありますが、その中の70の浄水場を削減して35か所にする、笠間市を含む中央広域圏では、48か所の浄水場を26か所も削減して22か所にする計画が検討されることになっています。どの水道浄水場が削減検討の対象にされているのか、明らかになっていません。浄水場を削減することは、市民の安全確保に大きな障害です。笠間市の自己水源を閉鎖し、過剰な県水を最高値で市町村に配水するとしたら、それは市民が困ります。

私は、広域化、すなわち経営の一体化への道筋から、早期に撤退すべきだと考えます。そのためにも市は独自のシミュレーションを行い、給水原価、市民の災害・渇水時の安全確保がどのようにできるのか、水道料金の値上げにならないのか、財政負担が増えないのか、シミュレーションに基づく検討をしっかりと行い、検討結果、途中経過も含めて、議員や議会にきちんと報告することが不可欠です。

水道広域化、すなわち経営一体化への参加の可否を県に返答するのは来年度中であると伺っております。笠間市の自己水源を閉鎖し、過剰な県水を最高値で笠間市が買うようになることがないように、そして来年度中の態度表明に合うように、根拠に基づいてシミュレーションをしっかりと行い、広域化から撤退することを求めますが、見解があれば。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうから答えさせてもらいます。

人口が減ってきますよね。減っていく中でも、我々は市民に対して安定的に安全な水道水の供給をしなければなりません。そのためには、経費の削減だとか、効率的な運営だとか、そういうことも当然考えていかなければなりません。広域化の議論にはしっかりと参加して、そして担当部長から説明があったように、その議論をきちんとやって私が判断をしていきたいなと思っています。

今のですよ、石井議員、課題は、笠間市の課題は、ちょっとオーバーしちゃいますけれども、いいですか。

○議長（大関久義君） はい。

○市長（山口伸樹君） 笠間市は、広い面積で排水管の耐用年数40年以降過ぎているのが120キロあるんです。120キロ。毎年2キロ更新しているんです。そんなものです。本当はその5倍も6倍もやりたいです。でも、それが借金が膨らむから我慢しているんですけども、だから給水率というのが非常に悪いです。これだけの水を供給しても、2割は外に捨てているようなものです。だから、40年の耐用年数になった配水管を布設替えしてかなくちゃならない。そうすると、その費用もかかる。その費用の工面はどうするのだ。笠間市の財政だけでそういうものができていくのか、そういうことを水源の確保と一緒に、やっぱり管路の整備というのもしっかりとやっていくことも災害対策になるわけです。

そういうものも総体的に考えて、安定的な水を供給していきたい、そのための議論をしっかりしていきたいと、そういうことであります。

○14番（石井 栄君） 一言いいですか。

○議長（大関久義君） いや、時間は終わりましたので。

○14番（石井 栄君） 分かりました。これで終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番西山 猛君の発言を許可いたします。

西山 猛君。

〔17番 西山 猛君登壇〕

○17番（西山 猛君） 17番西山 猛です。通告に従いまして、一問一答方式で質問したいと思います。今から1年前、市議会議員の一般選挙がありました。そのときに初当選をしたという思いで、本日、初心に戻って頑張りたいと思いますので、丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、大項目1、台湾交流5周年を迎えてということで、小項目①台湾事務所設立5年間の歩みについてを伺います。

まずは、設立の目的から伺います。お願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 17番西山議員の御質問にお答えします。

まず、設立の目的を含めてということでございますが、設立の目的、こちら平成30年5月に全員協議会のほうで御報告させていただいた、目的について御説明いたします。

当時の平成32年度開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人観光客のさらなる増加が予測される中で、地方自治体において国際交流の拡大が求められています。そこで、外国人が訪れたいと思う魅力のある地域づくりや国際感覚豊かな人づくりを推進していくことが重要となっております。国際交流の推進を図るため、中国、韓国に次ぐ訪日客を有し、親日家でリピーターが多い台湾に焦点を当て、新たな観光交流の拠点として台湾交流事務所を設置し、インバウンド誘客や地場産業の発展のためのPRを進め、笠間市の交流人口の拡大や地域経済の活性化を目指していきますというのが、当時の設置の目的でございます。

これにつきまして、以上のような目的の下、2018年8月に台湾交流事務所を設置いたし

ました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で、人の往来が制限されてしまいましたが、その期間は、主に……。

○17番（西山 猛君） 議長。

○議長（大関久義君） 目的だけで終わらせてください。

西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 全員協議会で既にお話ししているでしょうと、こういうふうに私聞こえたんですが、一般質問なので改めて新人議員のつもりで答弁していますので、丁寧をお願いしますということで、引き続きお願いします。

目的が明確にあります。次に、目的に対して実務、どんなことをやったんですか。5年間、その中に、先ほどのコロナ禍の中の事情も出てくるでしょう。答弁をお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） すみません、大変申し訳ございませんでした。

コロナ禍の影響で、人の往来が制限されていまして。その間には主にオンラインでの交流を行うことにより、台湾との関係を深めてまいりました。

令和4年4月11日の渡航解禁後は、台湾内での旅行博等でのプロモーションや現地旅行会社への営業によるインバウンド誘客の推進をはじめ、地方創生関係の視察の受入れ、台湾政府との人事交流を図るなど、積極的に取り組んでまいりました。

また、教育分野においても、台湾産バナナや農産物の学校給食への提供をはじめ、市内小中義務教育学校と台湾の小学校や大学の児童生徒との交流のほか、ゴルフでの交流など、観光、行政、産業、教育、スポーツなど、様々な交流を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 部長の答弁は実務の中に何かもう成果が入っちゃっているイメージ、要するにこんなことになっています、なりましたみたいなところなんです、改めて歩みの中で、成果、足跡ということです。成果をお聞きしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 台湾交流事務所の成果という部分でございましたが、先ほど答弁申し上げたとおり、新型コロナウイルスで一部なかなか積極的な活動ができない中、台湾交流事務所では主にオンラインでの交流や人脈、台湾国内での人脈づくりに力を入れておりまして、その構築された人脈を基に、コロナ禍、積極的な台湾との交流を今始めたところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 分かりやすく、もう一回成果をお願いします。成果、どんなことになっているか。例えばこんなことをやってもうかったとか、バナナ買っておいしい給食でみんな喜んだとか、成果。分かりやすいことで、具体的をお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成果でございますが、台湾バナナの交流が促進したことや本市の特産物である栗の輸出、こちらにつきましても、茨城県の農産物の輸出解禁後、初めて輸出に成功をいたしました。そのほか、インバウンド客数につきましても、過去例のないほどの伸びを見せているということが成果と考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） バナナだけですか、何か目に見える分かりやすいものというのは。その交流は分かります。交流は当然出てきます。分かります。分かりますけれども、何か実務として物が動いた、人が動いてこうなったという何か成果。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 台湾からこちらに物が動いたというのは、バナナを初めて、文旦やパイナップルというところを学校給食のほうに提供するようになったところでございます。

逆にこちらから台湾に持っていった物というところでありますと、先ほど申し上げたように、栗、年間約300キロ程度の栗のペーストが台湾側に届いて、有名ホテル、この間レセプションを行ったホテル等で使用されているようになったということが、物の流通というところに関しては、そこが成果だというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 実はバナナ、それからマンゴーもありましたかね。二、三、給食に、献立の中に組み込まれていて大変好評だということ、小学校で、私の得ているお話の中では岩間第一小学校は大変好評であるということなんですね。それは後で今度違う部分で学校のことは出しますが、栗をこちらで送った、要するに輸出した、これが正しいですか。正しいですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗の輸出を行ったというところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 栗をよく引き合いに産業の活性化というか、地場産業、それから基幹産業として農業の中、さらに栗と絞られますが、栗を輸出するほど栗ってたくさんありますか、今現在。少なくとも笠間市内で。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗のキャパシティーにつきましては、これからも生産量というのは増やしていかないとというふうに考えているところでございます。その中でも有利販売という目的を考えると、輸出というところで台湾への輸出を試みたところがございますので、足りるか、足りていないかというところは、まだまだ需要に対しての供給は追いついていない部分はあるとは思いますが、そちらに関しては、生産の振興という部分で一生懸命、農政課のほうで今事業を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 輸出輸入という行為は、どこがやったんですか。笠間市では。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） バナナの輸入に関しましては、教育委員会部局のおいしい給食推進室が中心となって行ったところでございますが、逆に栗の輸出に関しましては、農政課の栗ブランド戦略室が事務を行っているというところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それは本来、民間が業として行う輸出業だと思うんです。それは、行政の限界というのではないんですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 行政の限界という点ではございますが、我々としてもきちんとした商流が構築されたらば、市のほうでは現在行っているようなパイロット事業的なものでやっているところがございますので、きちんとした商流ができたならば、民間のほうにお願いしたいというふうに考えているところがございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうですか。この地域の産業を活性化するために、行政が、まず多分ですよ、多分費用負担をしながら、そういう実績というか、水みちをつくって、それから物の流れ、人の流れができるようにということ言っている意味は分かります。

言っている意味は分かりますが、行政の限界が、果たして民間が今やろうとしていることに間に合うかどうか。どうですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 民間が間に合うかというところがございますが、栗のペーストの製造をやっている事業者は、市内に数社ございます。その中で意見を聞きながら、積極的に輸出に取り組みたいという事業者のものをサンプルとして送って、向こう側で受け入れていただけるものを輸出という形で、現在のところ農政課のほうで事業を行っているというところがございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 官民連携というか、なるほどなと思いますが、バナナを輸入する、こちらから栗の、今ペーストと言っています。ペーストは多分、栗そのものでは送れない状況なのかなと思いますね。だから、そういう弊害もあるんだと思うんです。

そういう中で、5年間ありました、5年間の中でこんないい結果というか、成功事例というか、はありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 5年間のこんないい事例というところで、繰り返しの答弁になってしまうかと思いますが、栗に関しましては、福島原発の規制がかかって茨城県

産の農産物は全く輸出できなかつたところを、台湾の農糧署との良好な関係の中、輸出に協力していただいて、茨城県内では初めて県内産の農産物が台湾に行ったということが成功した部分だと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 笠間焼はどうでしょう。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間焼につきましても、小規模ながら、この5年間の中、交流等は続けてきたところでございます。ただ、人流がないことから、作家がなかなか訪台することができない、台湾の作家が来ることができないというところなので、今回5周年事業に合わせて台湾の新北市の鶯歌（インクー）という台湾最大の陶芸の産地と笠間焼協同組合が連携して、あちら側で笠間焼のイベントを実施したというところでございます。

その中で、本市と焼物組合の理事長と先方の理事長の話合いの中で、今後、互いの産地を盛り上げていきたいと思いますということで、来年4月に行われる陶炎祭のほうに台湾のブースを出展するというようになっておりますので、5年間の中で構築した人間関係を基に、コロナ後、積極的な交流を進めていくというお約束ができたというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） まるで、企業ですね。日本に本社があつて、台湾に支店を出して、あるいは支社を出して、そことの交流を進めていく。そういうことですね。だから、ある面では水物ですね。

今の円安なんかも手伝って輸出はいいのかもしれないけれども、そういうことも含めて行政の立ち入る範囲、これはやっぱり考えなくちゃいけないと思いますが、いかがですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々産業経済というところなので今のような事業を行っているところでございますが、民間がなかなかチャレンジしづらい部分を、スタートアップとして市がお手伝いをしながら道筋をつけるというところまでが市の業務として考えておりますので、今後は民間ベースでの流通の体制が整った時点では、民間のほうに事業を継続していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そういうことが台湾の事務所の役目ということですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 主たる目的、設立の目的につきましては、インバウンドというところがメイン、あとオリパラのホストタウン事業の連携とかというところがメインでスタートをしたわけでございますが、そこから産業面というところで広がってきたというふうに私ども認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、設立年月日。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 平成30年8月というふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 台湾に事務所ができたんでしょ。平成30年8月と認識しているというのはどういう意味合いですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 申し訳ありません、今、何日というところまでの資料は手持ちになかったものですから、8月というふうな答弁をさせていただきました。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 平成30年8月何日か分かりませんという答弁ですね。

次の質問として、なぜ台湾に事務所ということになったんですか。きっかけは何ですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 台湾事務所を設立したきっかけでございますが、こちらにつきましては、当時、国際化の推進のため2015年から茨城県の国際観光課に職員を派遣し、その職員が台湾と深いつながりを持ったということと、当時から茨城県は外国人の入れ込み客数が台湾が一番多いというところに着眼して、台湾との交流をスタートさせようというところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうすると、もともとのきっかけは関わることが多い、今言っているように、茨城に台湾の関係の人たちが来たり、交流したりすることが多かった。だから、事務所をつくる、つくったからこれをやる。今は手探りでこれがいいんですよ、こういう結果が出ましたよ。コロナ禍もあったので、こうなったんですよということですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 現在の台湾事務所も、インバウンドというのを主眼に業務を行っているところでございます。そちらに関しても、人流が再開した時点で台湾側の旅行会社に積極的に営業をかけ、ツアー数が倍々ぐらいのことで伸びているところでございますので、基本はインバウンドです。

そのほか、他の産業、コロナ禍の中つくった人間関係を活用しながら、他の産業にも広げていっているというのが今の現状というふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、自治体レベルで台湾に事務所があるところ、自治体です、県じゃないです、自治体、ほかにありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 自治体では、ほかに台湾に事務所を設けているところは

笠間市以外はないというところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） この質問、多分私、前にしていると思うんですが、インバウンドを考えたときに、台湾のインバウンドじゃないでしょう。こちらのインバウンドでしょ。ということは、こちらに台湾の事務所があるというのが理想なんじゃないですかね。だから、笠間市の事務所も台湾につくりましょう。あるいは同時につくりましょう。交流を深めましょう。茨城の玄関になるみたいな、何かそういうことが多分理想だと思うんですが、その辺のバランス、嫌らしい言い方すれば、パワーバランスはいかがですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） パワーバランスという面では、笠間市としては台湾側に事務所を設けておりますが、台湾側から日本の事務所というのは現在のところないところでございますが、台湾人の方の日本の組織や、日本にある日台交流事務所ですか、そういうところと関係を密にしながらやっておりますので、理想としましては、台湾側から笠間に台湾のどちらかの自治体が進出していただけるというのは理想的なことかとは思いますが、現在のところ、国レベルでお付き合いをしている機関、または茨城県の台湾の方々の団体等と密接な交流をしているので、今のところは問題は起きていないというふうな認識でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 今やっていることは、先ほど言ったように、民間企業が鋭意努力してこれからこうしようというビジョンを持って、ある程度段階を踏んでいるように映るんです。それって行政がやることなのかなという疑問があるんです。やるとすれば、それは台湾事務所もあるけれども、台湾の事務所が笠間にあるんだって、台湾の笠間事務所があるんだというのが多分納得することなのかな。

以前にも言いましたが、これは県のやる事業ではないかと思っているんです。もし台湾事務所とすれば、台湾の茨城事務所、それを例えば笠間市が委託を受けて行う、つまり予算は県の予算。だとすれば、私は笠間がこれから可能性、要するに伸びるといふか、いろいろなことで産業にしても経済にしても観光にしても、いろいろなきっかけにはなるのかなと思うんです。

つまりどういうことが言いたいかという、数字はいいですから、出さなくて。今かかっている費用、その費用と費用対効果、それから今まで行ってきた、コロナ禍はあったにしても、今まで行ってきた成果が目に見える明確なもの、費用対効果ということで出せませんかという感じなんです。いかがでしょう。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 明確な費用対効果というところに関しましては、現在まだ投資に対する回収はできていないような状況でございますが、コロナを言い訳にするわ

けではございますけれども、コロナ後の経済活動に主眼を置いてこれから事業を行うことなので、今後、数字として出るかどうかは分かりませんが、市内に対する経済効果というのは出始めているというふうな認識でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） どうでしょうか、これ。民間に移行するこの事務所の運営、それから今、産業経済部が行政の立場で行っている業務を民間に移行する、あるいは市長を代表とする別な法人をつくってそこで運営する、いかがでしょう。

台湾で事務所を設立するに当たって、法律的な壁があったやに聞いております。そういうことが、もし行政じゃなきゃ駄目なんだとかいうことであればまた別なんでしょうけれども、でもそうなれば、また考えなくちゃいけませんよね。今、部長が答弁したことでいくと、民間に移行していくみたいなの、これからまず産んで育てます、育ったものを民間に移行して広げていきますという考えだから、そうするとそういう部分で今移行するという考えがありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まだ、パイロット事業、いろいろな事業、産業経済部門でコロナ禍の収束が始まったところですので、今現在すぐ渡せるかというとなかなかまだ育てなくちゃならない部分はあると考えております。

先ほど来あるように、栗でしたら市内の事業者が集まる儲かる笠間の栗産地づくり協議会というのがございますし、笠間焼につきましては、先ほど申し上げたとおり、笠間焼協同組合、またはインバウンドに関しても観光協会が核となって設置している笠間市インバウンド推進協議会、これは民間の事業者の集まりですが、事業が定着し安定して行えるようになってきた時点にはそういうふうなところに事業をお任せしていきたいというふうに、市のほうでは考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） おおよその計画、年数。

○産業経済部長（礒山浩行君） 明確な年数というのはなかなか申し上げづらいところでございますが、笠間焼に関しましては、来年の陶炎祭で連携するような何か書面を交わすというところがございますので、今のスケジュールでいくと、笠間焼の輸入輸出交流というのが一番早く整理がついて、組合のほうにお渡しできるのかなというふうに考えているところでございます。

そのほか、栗とインバウンドに関しましては、もう少しこちら側でパイロット事業としてサポートが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 質問なので、本当は明確に正確に答えてもらったり、質問したりするのが本当でしょうけれども、どのぐらいかかるの、どんなになっちゃうのというこ

とは、多分本当は5か年計画とか総合計画だとかそういうものに組み込んで、1年、1年でこんなになりますよ、この年でこうしますよというのが多分皆さん行政のやる一番の仕事じゃないのかな。それをバトンタッチしようが、どうしようがいいですよ。でも、それが計画性があまりにもない、今の答弁で。部長、思いませんか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○17番（西山 猛君） 部長に聞いてから市長に。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々産業経済部が行っている、ある意味ビジネスのパイロットというところがございますが、成果目標を明確に何年度までというところは、議員おっしゃるとおり、明示できているような状況ではございませんが、ある意味、悪い言い方では水物、やってみなくちゃ分からないというところを我々今、積極的に押し込んでいくところなので、その点は御理解していただきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは今、水物と言いましたので、市長答弁をいただきましょう。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 部長の答弁を訂正させてもらいたいと思います。

水物ではありません。計画を持ってしっかりやるという、ただチャレンジ的な事業というこの意味では、必ずしも全てが成功するということではないということだと思います。

事務所を設置しまして1年目から今年で5年、5年から5年の今後、3年計画になるか、5年計画になるか分かりませんが、今年度中に現地のスタッフ含めて、こっちの執行部で3年計画か5年計画の今後の台湾交流の事業計画はつくるように今指示はしてあります。計画があつてのことは、当然だと思います。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②に入ります。今期定例会冒頭で、市長の挨拶の中でこの台湾の交流5周年に触れましたが、次のステージという言葉いただきました。

次のステージというのは何ですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 次のステージについての御質問でございますが、先般、笠間台湾交流事務所が開設5周年を迎えるに当たり、記念事業を行ったところでございます。今後、市においては、農産物、笠間焼、観光、教育、スポーツの各分野において、新たなステージでの交流促進を進めてまいります。

私どもの所管する産業経済部では、農業分野におきましては、台湾のホテルや飲食店、

菓子店等への笠間の栗加工品の営業や販路拡大に向けた流通経路の確保、最終的には台湾の学校給食へ栗ペーストの提供を行いたいという事業を進めております。

また、商工分野におきましては、台湾の焼物の産地である新北市鶯歌との焼き物を通して作家同士の技術交流やアイデアやデザインを提案し合うなど、新たな交流を図り、互いの産地が共に発展していく体制づくりを目指してまいります。

観光分野においては、これまで台湾の旅行会社等に営業を行ってきたことにより、笠間市を工程に含めたツアーが造成されていることから、笠間の観光コンテンツを旅行会社、海外インフルエンサーやメディアに対して継続的な営業を行うことにより、誘客拡大をさらに推進してまいりたいと考えております。

このような取組を笠間台湾交流事務所と連携して行うことにより、市内経済の活性化や事業者及び関係者の所得の向上につながればと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 議長にお願いがあります。一問一答式なので、答弁を簡潔短くしてもらいたいんです。時間が不足してしまうので、お願いします。

そのステージというのは、要するに中身を濃くして、もっと具体化するよということをしてステージということで、市長の答弁、市長の挨拶があったということなのかな。それでいいですね。そういう意味ですね。はい。

ところで、教育長になるのかな、一連の式典の中の行事のレセプションの中で、中国語を中学生、小学生だか、要するに学校で教えますよということ、これ県内初、いや全国初、全国ということはないか、県内初ということで御挨拶がありましたが、そのときが初めてですか。教育長、どちらですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 答弁いたします。

中国語の学習についてはもう既に始めておまして、各学校5回、中学校1年生を対象に行っております。中国語に慣れ親しんで台湾との交流をさらに深めたいと、そういうふうに思っています。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） ちょっと下請的な質問になってしまうんですが、村上議員、あるいは内桶副議長が触れたかったんだろうと思うんですが、台湾と交流するために中国語を義務教育の中で、さらにはカリキュラムの中に組み込むということが私は台湾のレセプションのときに初めて聞いたんですが、台湾に行っていない人もいますけれども、あそこで聞く話なのかなと思ったんですが、ちょっと違和感を感じたので、なぜあの場だったのか。いや、リップサービスならリップサービスでいいです。答弁いただけますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

5年間にわたって、台湾とそれから笠間市が交流をしてきました。5年目の節目を迎えて新たなステップとして、大学との連携協定も結び、台北市との連携協定を結び、小学校においては小学校同士の交流が既に対面で始まっています。そういうことを踏まえて、そういう形で中国語で少し挨拶ができる程度の中国語を勉強させたいという思いでやっております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 本来は産業経済部長が次のステージと言った質問をしたときに、今教育長が答弁で申しましたあの部分が出て、それについての質問は教育長ですよねとなるんですね。まるっきり分離していて、それも違和感なんですけど、別に部長がそれに触れなかった理由が、特別にあるわけじゃないでしょう。（「特にございません」と呼ぶ者あり）要は何が言いたいかという、特に中学校、進学、さらにはその上、大学、また大学院と考える中で、一つの教科が増える、それが会話程度のもので増える。

増えることが、果たして負担にならないか。教師はどうするの。費用はどうするの。費用というのは、例えば教科書だとかそういうものです。教材です。費用はどうするのというのは、どんなふうに考えているんですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 講師につきましては、茨城県台湾総会の方々をお願いをして、小学校3・4年生程度の教材を用意していただいて、それを使って活用しています。

あと、正式なカリキュラムの中で外国語というのは、小学校、中学校においても時数は決まっていますので、そうではなくて、総合的な学習の時間の国際理解という部分で中学校1年生が5時間分だけ使っているということでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 時間の関係で、まさか政治利用じゃないですよ。子どもたち、教育の場をリップサービス程度ならいいなと思ったんですが、具体的にその負担があるということになれば、いかがでしょう。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 全くそういう考えはございません。子どもたちがやっぱり中国語、新しい言葉を学ぶということは大事なことで、日本語と中国語は漢字の羅列ですから似ているので、子どもたちはとっても親しみやすく、終わった子どもたちは大変好評でした。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 教育長、全く私の思いが、教育長伝わっていない。勉強することは大事です。ただ、自由な部分というのはあるじゃないですか。でも、義務教育でこれだけは必要だよねというのはあるわけです。それは、上を目指す人、さらにその上を目指す

す人、そしてさらに社会でこういうポジションで仕事をしたいんだという将来を考える人の中に、ぼっと降って湧いたように、中国語をこれだけだけど、この一部だけれども、それを学習してねと言われることの負担というのはないのかなと思ったんです。そういう意味です。勉強は、どんどんしたほうがいいです。ただ、もう自由選択、それはできますよという別なサークルがあつて、例えばクラブ活動じゃないけれども、そういうものがあつて、そちらで自分の意思でやる人はいいじゃないですか。ただ、それを平らに教育の中に組み込んでいくというのは果たして負担になりませんかということを知っている。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私の信条は、教育というのは種をまく仕事だと思っているんです。子どもたちが経験できないことを種をまいてやって、それを興味を持てばそのように自分で伸びていくというところなので、私はそこの部分は重要な部分だと思っています。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 教育長、お言葉ですが、畑は決まっているんです。まかれる種も決まっているんです。そうでしょう。そこに違う種が入っちゃって、混雑しちゃ駄目でしょう。それを言っているんです。だから別な畑をつくったんだ、だからそこにこういう種をまいたんだというなら、ごもっともです。いかがですか。そういうふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大変申し訳ないですが、私との見解の相違としか申し上げられません。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 除外ということですか。じゃあ、この質問をやめます。大項目1、終わりにします。

大項目2、0歳児セフティネットについて。

小項目①市内0歳児の実情について、お聞きいたします。

ゼロから1歳、この人口どのぐらいおられますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 17番西山議員の御質問にお答えをいたします。

本市におきましても少子化が加速しておりまして、市内の子どもの数は減少傾向にございます。

市内のゼロ歳児につきましては、今年度4月30日時点で332人となっております。同じく、1歳児につきましては417人でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） では、3世代でいる世帯数、もちろん住民票上しかデータは出

ないでしょうけれども。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ゼロ歳児の属する世帯332ということでお答えいたしました。その中で3世代の世帯は24でございます。それから、1歳児417世帯のうち、3世代の家族は26ということでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 要は両親と子どもたち、要するにゼロ歳児、1歳児は何世帯ぐらいありますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） いわゆる核家族世帯ということになりますと、ゼロ歳児のほうは308、それから1歳児のほうは391でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、片親世帯、シングル。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そのうち独り親世帯が、先ほどお答えした、核家族世帯に含まれておりまして、それぞれ6世帯でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 何か安心しました。片親世帯というのはもっといたらどうしようかなんて思ったんですが、よかった、その程度で。

そういうことの中で、ゼロ歳児を受入れをする施設、これについてお伺いします。小項目①を終わります。

小項目②保育施設の現状について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 市内の保育施設の現状でございますが、令和5年4月1日現在、笠間市内の特定教育保育施設は、保育所が公立含めまして5施設、認定こども園が9施設、小規模保育施設が3施設、幼稚園が1施設の計18施設でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 18でいいですか。

そうしたら、公立の保育所が2施設あります。公立の保育所の現在の入所というか、入所者数をお聞きします。どちらも、2か所です。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 10月1日現在の入所児童数でお答えをいたします。公立くるす保育所のほうが103名、それからともべ保育所が78名でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） ゼロ歳児の受入れが困難であるという現状があるんですが、ど

んなふうを受けていますか、その状況を。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 子どもの受入れ体制につきましては、年度当初はゼロ歳児約5割程度の余裕があるんですけども、後半に入ってきますとほぼその余裕がなくなってくるということで、今の受皿の仕組みというものはこれから地域間のバランスが少し崩れているというような認識をしております、見直しの議論をしていく必要があると認識をしております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 具体的にどうということですか。具体的に。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 具体的に申し上げますと、友部地区の保育のニーズが、やっぱり宅地造成の影響なんかもありまして、広がってきている、それがここ数年、顕著にやっけてきているというふうに認識をしております。

一方で、笠間地区からの友部地区の市内での人口移動、そういったものもあるというふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 今日この頃の話じゃないですよ。ここ数年間そんな動きだとは思いますが、それに対する対応というのは、これからという言い方しましたけれども、今までしていないんですか。議論はされていないんですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） その動きに対しての内部での保育定員の対応というのはしてはしましたが、子ども・子育て計画のように推計を見込んで外部に出すというようなところでいうと、そこまで詳しい形では出しておりません。ですので、今年度から取り組む新たな計画においては、その詳細分析を含めて、事業者の方にも市民の方にも分かりやすいように研究をしたいというふうに思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） この関係の質問を、初日トップバッターで坂本奈央子議員が触れました。アンケート調査があったということですが、アンケートというの、対象者は誰でした。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 笠間市内の保育施設で仕事をされている方300名に対してアンケートを行っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） どんな内容だったんですか。ざっくりで結構です。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 一言で申し上げますと、保育所にもよるんですけども、そこでの働きにくさであったり、管理者の方との意思の疎通がなかなかできないというようなことであったりというようなことが課題として上がってまいりました。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 原因は何ですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 原因は、これも一言で申し上げますと、経営者の方と現場で働く保育士の方の意識の乖離と申しますか、違いです。そこが、まず大きな問題としてであると認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） だから、その意識の乖離がある、隔たりがある原因は何ですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） やはり、管理者の方は経営目線で園を見ている、現場で働く保育士の方は経営目線というよりも、やはり子どもたちを第一に考えて、それから次はやはり自分の置かれている環境、他の施設との比較、そういった部分でのバランスというようなところの不満ですとか、そういったものがあるのかなというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） あっちゃいけないでしょう。そう思いませんか。答弁してください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 当然それは減らしていかなければならない、ゼロに向かっていかなければならないものと認識をしまして、保育の事業者についてはもちろん経営という側面はあるんですけども、教育それから保育の提供というその社会的な責任も存在するというふうに思っていますので、そこはやはり我々行政も保育事業者も改めて認識をして、同じ方向を向いて進んでいく、そういった取組が必要だというふうに思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 私もこれ既にいただいている資料を数字が出ているので拝見しているんですが、公立のくるす保育所、ともべ保育所の2か所は定員に対してかなりの枠があるんです。分かりますか。ちなみに、くるす保育所については、現在定員150名。先ほどの答弁でいくと103でしたっけ、これデータで100になっているんですが、ともべ保育所については92、これに対して先ほどの答弁では78です。ゼロ歳児、1歳児、2歳児までが空きなしという表現になっているんです。受入れができません、空きがないですとなっているんです。

これは、空きがないのと受入れしませんというのと、要するに空きというのは受入れ体制が整っていなければ受入れができないので、つまり受入れしません、空きなしという表現なんじゃないですか。違うんですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） くるす保育所、ともべ保育所に関しましては、面積基準や保育士の基準から入所ができないというような状況でございます。

○17番（西山 猛君） もう一回、何。もう一回。

○福祉事務所長（堀内信彦君） くるす保育所、それからともべ保育所のゼロ歳児、1歳児というところにつきましては、保育の基準面積や保育士の配置状況でこの部分については空きがないという状況でございます。3歳児よりも上の年代については空きがありますので、この定員と入所者数の差というのはその人員の部分でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 部長の答弁の中で、経営側という言い方をしているんです。経営、園を経営するということで。公立の部分は外しましょう。私立のほうの経営の状況の中の話をししましょうよね。

結局、受入れはしたいけれども、受入れをするための必要な人員、環境が整っていない、あるいはリスクがあるのでそのリスクを回避したいという、その背景というのは何ですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そのリスクを回避したい背景と申しますと、やはり私、先ほど申し上げた、その保育事業者の社会的責任というのがございます。公費を使って事業をやっている、そこがやはり基準を超えてしまったりというようなことになると、それで仮に事故等につながってしまうようなことになると、当然、社会的責任が大きく問われますので、そういったリスクを回避したいというところなのかなというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それは要するに、基準、決まり、法律の中のことだと思うんです。それを超えちゃうとということですよ。それはそのとおりだと思います。一番は、やはり費用です。運営する費用。私はこの質問することと少子化対策のことをずっと頭の中で描いているんですが、ここにやっぱりお金をかけなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

これ、全然規模は違いますけれども、京都市の民間保育園の記事があるんですが、データがあるんですが、3割が赤字決算です。赤字。赤字になった理由というのは、市が補助金を出さない。要するに減額、減額したために保育士の給料下げなくちゃならない。それは今、部長が言った、その乖離しますよ、ともに。次代を担う子どもたちを、ゼロ歳児、この子が20年後どんなになるんだろうなと楽しみにしながら、一生懸命お母さんの、ある

いはそういう世帯のサポートをしながら職責を全うしようと思った人が補助金もらえなくなっちゃったから、減額になっちゃったら給料下げますよと言われりゃ、それは、えっ、と。あなた、私一生懸命やっているの、園長分からないですか、理事長分らないですかと、こうなりますよね。

ということは、原因は公費ですよ、公費。公費がそうさせてしまっている。なおかつ、受入れもしがたい状況になってしまっている。いかがですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 確かに、そういった状況はあるかと思えます。

笠間市としても、保育士の人材確保の取組の支援であるとか、園が運営をしやすいような形での直接的な保育士の雇用の補助金であったり、園の運営に関する部分で支援はしておりますけれども、いわゆる1人当たり子ども、その人数を超えた部分の補填というようなことは行ってないというようなところは現状でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） つまり、それが現状ですね。小項目②終わります。

小項目③、それでは行政が今、やるべき施策とは何か。何をすればいいんですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 現在の市の保育体制において、今やるべき施策としましては、保育士の安定した雇用の確保、これが最優先事項であると考えております。具体的には保育所を手厚く配置する施設への各種補助事業を活用した財政支援、それから就労を希望する潜在保育士等に対する再就職のための就労支援、求職者と保育施設のマッチングなど、保育士の確保に関する支援の充実を図るための支援体制について検討しております。

また、先ほど来お話が出ております、アンケート調査、これは継続的に実施をしまして、その結果を施設長に働きかけをしながら、継続的にやることで、環境の改善、これに力を入れていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、行政が人材派遣をやったらいいいじゃないですか。保育士を集めて、必要なところ、必要な園に、いかがですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 人材派遣というところとはちょっとニュアンスが変わるかもしれませんが、現在、保育士の掘り起こし、それからマッチングをするようなコーディネーター的業務を行う職員の配置ができないかというようなことを議論をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） ですからそうじゃなくて、まるっきり民間のやっている人材派遣、人材を紹介する、派遣する、そういう仕事はできないのですか。行政ができませんか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今、突然の提案でしたのでなかなか回答は難しいかと思いますが、我々が今議論しているそのマッチングの取組の中で、そういった県でも類似の事業を、人材バンクのような仕事をやっていますので、そういった機能も取り込めるかどうかというところも併せて議論したいと思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 実はなぜそれを言うかということ、ある園によっては人材を、保育士がどうしてほしいんだと頼むと、その人一回受け入れするときに、まずは60万円払う。2人だと120万円払わなくちゃ、難しいです。だから、そういう制度そのものも、人身売買です、分かりやすく言ったら。人身売買、もう園のほうはそう思っていました。そのとおりですよ、ひどいですよと、この数字は。それが、ある程度の期間行ったらまた戻るみたいな、またこっちに。そういうことで人材派遣の、要するに民間企業なので利益を出さなくちゃいけない。でも利益の出し方が、あまり露骨です、こういう時代なので。なので、それを研究して、カバーしてみたいなことができるかというのが一つ。

もう一つは、やっぱりサポートメニューがたくさんあるんだと、坂本議員のときに答弁していましたが、やっぱりサポートです。サポートを具体的にやっぱり目に見えるものをどんどんやっていくべきじゃないですか。要するに、手を上げたところに行くんじゃないで、こちらからもどんどん、それが多分、少子化対策なんじゃないですかね。やっぱり働く子育ての環境を、働きながら子育てもできるという、もうそういう時代になっちゃったんです。我々の時代のように母親が家庭で子どもを育てる、そういう時代じゃなくなった。おやじが外に行って仕事をして稼いでくる、給料袋を子どもの前で手渡す、そんな時代じゃなくなっちゃったんです。

ただ、その時代の中で、笠間に住んでよかったと思う環境をつくっていただきたい。本当は明石元市長の議論をしたかったなと思ったんですが、これはまた機会があれば。子どもを集めれば、大人は当然来ます。親が来ます。世帯が集まります。世帯が集まれば、人口が増えます。人口が増えれば、まちづくりがもっとできるんではないかと思っております。どうかその辺のところを含みおきして、今後のこの幼児教育、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、市長もらえますか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 保育行政にかかわらず、保育士、例えば障害者施設、介護施設、全て人材が不足しております。外国人の雇用ができる業種もありますけれども、保育士は外国人の雇用ができないという難しさがございますので、先ほど部長からもあったように、我々としてはそういう施設、保育所を含めた人材をどう確保していくのか、どう支援していくのか、この議論を今させて、内部でしているところでございますので、しっかり議論

しながら対応していきたいと思えます。

○17番（西山 猛君） 終わります。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 先ほど西山議員の質問の中で、台湾事務所の設立年月日について明確な答弁ができませんでした。

台湾事務所の設立、平成30年8月23日設立でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大関久義君） 了解しました。17番西山 猛君の質問を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、14日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、全員協議会を直ちに開会いたしますので、全協室に御参集お願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

午後2時03分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄